附則第百二十七条の二第二項第二号イ	
旧法人税法	旧地方税法施行令第二十条の三第一項若しくは第二項の規定により読み替えられた旧法人税法
第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは	第五十七条第四項、第五項若しくは
附則第百二十七条の二第二項第二号ロ	
旧法人税法	旧地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた旧法人税法
附則第百二十七条の二第二項第三号	
適用事業年度（	適用事業年度（地方税法施行令第二十条の三の規定により読み替えられた
連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項	事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で旧地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項
四年旧措置法第二条第二項第二十二号の三に規定する連結欠損金額	個別欠損金額
四年旧措置法第六十八条の九十六の二第二項	同条第二項
連結事業年度に	事業年度に
及び個別超過控除対象額の合計額のうち	のうち

附則第四条に次の一項を加える。

5　四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第五十六条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、同条の規定の例によるものとする。

第一項	
改正法	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。「第一号において「地方税法施行令改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えられた改正法（次項において「読替え後の改正法」という。）
同項に	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三の規定により読み替えられた同項に
第一項第一号	
連結事業年度で	事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令の改正前の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた
第六十八条の九十六の二第一項	第六十六条の十一の四第一項
各連結事業年度	各事業年度
連結事業年度に	事業年度に
連結欠損金額のうちに超過控除対象額（同条第二項	個別欠損金額を改正する法律（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一号）附則第五条第五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この号において同じ。）のうちに超過控除対象額（地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）第二十条による改正前の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項
又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある	がある
連結欠損金額に係る超過控除対象額	個別欠損金額に係る超過控除対象額
同条第二項第二号ロ、ニ及びホ	同条第二項第二号ロ及びハ
合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となった同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）	合計額
第一項第二号	
金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額	金額